

広陸自免第 563 号

免 許 状

茶 木 田 秀 生

次の区域における一般区域貨物
自動車運送事業の経営はこれを免許
する

道路運送法第7条第1項の規定によ
る運輸開始期間は免許の日から4ヶ
月とする

記

1. 事業区域

山口県の区域とする。

昭和48年6月26日

広島陸運局長 梶原 清

広陸自認第288号

認 可 書

譲渡人 茶木田 秀 生

譲受人 株式会社 ガンシン

昭和49年10月9日付け申請による一般区域貨物自動車運送事業の譲渡および譲受ならびに事業計画変更については、下記のとおり認可する。

ただし、この認可は本日から2か月以内にこの事項を実施しないときは、効力を失うものとする。

記

1. 事業区域 山口県の区域とする。
2. 変更する営業所の位置
(新) 山口県玖珂郡和木村字和木760
(旧) 山口県岩国市装束町5丁目173の6

昭和49年11月6日

広島陸運局長 鈴木 登

中国自認第116号

認 可 書

株式会社ガンシン

代表取締役 木下 長 殿

平成10年 1月29日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の事業計画
変更（営業区域の拡張）は下記のとおり認可する。

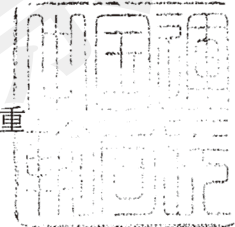
記

拡張する営業区域

中国圏（広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県）の区域とする。

平成10年2月19日

中国運輸局長 野崎 典 重



運 輸 省